



# 島根県報

平成26年 9 月 30 日 (火)

号外 第 122 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(食料安全推進課) 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第68号）

## 1 規則の概要

普通肥料の生産業者が、牛由来の原料を原料として生産された普通肥料を生産したときに表示しなければならない事項を規定することとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成26年10月 1 日から施行することとした。

**規 則**

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第68号**

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和59年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

**附 則**

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。